

報告第2号

水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づき、令和7年度山陽小野田市水道事業会計建設改良費予算を繰り越したので、同条第3項の規定により次のとおり報告する。

令和8年6月8日

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

令和7年度山陽小野田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

| 款 | 項 | 事業名 | 予算 計上額 | 支払義務 発生額 | 翌年度 繰越額 | 左の財源内訳 | | | 不用額 | 翌年度 繰越額 に係る 繰越を 要する たな卸 資産の 購入限 度額 | 説明 |
|--------|---------------|--|--------------------|------------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|--|--|
| | | | | | | 国庫 補助金 | 企業債 | 損益勘定 留保資金 | | | |
| 1資本的支出 | 1上水道 建設改良費 | 浄水場施設整備事業 ・ 鴨庄浄水場取水ポンプ1号更新工事 送水施設改良事業 ・ 山川送水管改良工事(6工区) 配水施設改良事業 ・ 第二配水本管改良工事(6工区) ・ 第一配水本管改良工事(13工区) | 円 1,306,319,000 | 円 955,805,610 | 円 246,320,000 | 円 74,229,000 | 円 131,300,000 | 円 40,791,000 | 円 104,193,390 | 円 0 | 緊急工事及び 国の補正予算 に伴う事業 で、年度内完 了が困難なた め |

令和7年度中に支払義務が発生しなかった建設改良費中の上記事業費のうち、2億4,632万円を地方公営企業法第26条第1項の規定により、次年度に繰り越して使用することとし、同条第3項の規定により議会に報告するもの。